

## ○枚方市水道事業給水条例施行規程

平成10年3月31日

水道規程第4号

枚方市水道事業給水条例施行規程（昭和51年枚方市水道事業管理規程第4号）の全部を改正する。

### （趣旨）

第1条 この規程は、枚方市水道事業給水条例（平成9年枚方市条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （給水の方式）

第1条の2 納水の方式は、次のとおりとする。

（1）直結方式 水圧により配水管から直接給水するもの又は給水管の途中に水圧の増圧装置（上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が適當と認めるものに限る。）を設置して直接給水するものをいう。

（2）貯水槽方式 配水管から水をいったん貯水槽に受け、当該貯水槽から給水するものをいう。

2 各戸において採用すべき給水の方式は、給水装置ごとに水の使用量、使用箇所等を勘案して、管理者が定める。

（平18水道規程1・追加、平23水道規程1・一部改正）

### （工事の申込み）

第2条 工事申込者（条例第4条第1項の規定による申込みをする者をいう。）は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、当該各号に定める申込書等を管理者に提出しなければならない。

（1）管理者が施行する新設、改造又は撤去の工事 納水装置工事（新設・改造・撤去）申込書（様式第1号）

（2）指定給水装置工事事業者（条例第6条第1項に規定する指定給水装置工事事業者をいう。以下同じ。）が施行する新設、改造又は撤去の工事 納水装置工事（新設・改造・撤去）申込書及び給水装置工事設計書（様式第2号）

（3）管理者が施行する修繕工事 納水装置修繕工事申込書

（4）指定給水装置工事事業者が施行する修繕工事 納水装置修繕工事申込書（業者分）

2 条例第35条第1項に規定する場合の工事のうち、指定給水装置工事事業者が施行する工事の申込みをする者は、特殊給水装置工事申込書（様式第3号）及び特殊給水装置工事設

計書を管理者に提出しなければならない。

- 3 条例第6条の2の規定により、貯水槽水道（同条に規定する貯水槽水道をいう。以下同じ。）を設けなければならない工事申込者は、前2項の申込書に当該貯水槽水道の設置に係る工事部分の設計図を添付するものとする。既設の貯水槽水道について貯水槽（貯水槽水道を構成する設備のうち貯水の用に供するものをいう。以下同じ。）から給水栓までに至る給水用具について改造等の工事を行う工事申込者についても、同様とする。
- 4 管理者は、前3項の規定により提出された申込書等を点検し、不都合がなければ速やかに、工事の申込みを承認するものとする。
- 5 管理者は、条例第4条第2項の規定により、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める書類の提出を工事申込者に求めるものとする。
  - (1) 他人の給水装置から分岐して給水装置を設置するとき 所有者の同意書
  - (2) 他人の所有地を通過して給水装置を設置するとき 土地所有者の同意書
  - (3) 前2号に掲げる場合のほか、特別の理由があるとき 利害関係人の同意書又は工事申込者の誓約書
- 6 前項に定めるもののほか、管理者が必要と認めるときは、工事申込者に対し、当該工事の申込みに係る建築物の確認通知書、開発行為に関する許可書等の提示を求めることがある。

（平15水道規程1・平18水道規程1・一部改正）

（工事検査等）

第3条 前条第1項第2号に規定する工事を申し込んだ者は、当該工事のしゅん工後、直ちに、給水装置工事検査依頼書（様式第4号）を管理者に提出し、条例第6条第2項の管理者の工事検査を受けなければならない。

- 2 前条第2項に規定する工事を申し込んだ者は、当該工事のしゅん工後、直ちに、特殊給水装置工事検査依頼書（様式第5号）を管理者に提出し、条例第6条第2項の管理者の工事検査を受けなければならない。
- 3 前条第3項の規定に係る工事を行った場合は、当該工事のしゅん工時に完成図を管理者に提出しなければならない。

（給水管及び給水用具の指定）

第4条 条例第7条第1項に規定する給水管及び給水用具の構造及び材質の基準は、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条及び給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年厚生省令第14号）に規定するもののほか、次のとおりとする。

- (1) 給水装置は、分水栓、給水管、止水栓、水道メーター（以下「メーター」という。）、給水栓等をもって構成すること。ただし、管理者が認めるときは、その一部を設けないことができる。
- (2) 道路部分に給水管を埋設する場合の埋設の深さは、当該箇所の道路管理者の指示によること。
- (3) 給水装置の保護は、給水管が開きよを横断するときにおいては開きよの下に布設し、横架するときは鋼管等の中に入れ、高水位以上の高さに布設すること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、管理者が設置する枚方市上下水道局指定材料検討委員会が定める基準に適合したものであること。

（平23水道規程1・令元上下水道規程2・一部改正）

（貯水槽水道の設置基準）

第5条 貯水槽水道の設置が必要と管理者が認める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 建築物の階数が3以上である場合（直結方式の場合を除く。）
- (2) 一時的に多量の水を使用する場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、管理者が必要と認める場合

（平15水道規程1・全改、平18水道規程1・一部改正）

（工事の変更及び取消し）

第6条 工事申込者は、工事の変更又は申込みの取消しをしようとするときは、直ちに管理者に申し出なければならない。

- 2 条例第9条の規定により工事費の概算額を予納しなければならない者が、管理者が指定する納付期日までに納付しないときは、その工事の申込みを取り消したものとみなす。
- 3 第2条第1項又は第2項の規定により工事の申込みをした日から3年以上経過した場合において、当該工事が施行されていないときは、当該工事の申込みを取り消したものとみなす。ただし、管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

（平12水道規程3・一部改正）

（工事費の算出方法）

第7条 条例第8条第3項に規定する工事費（次条に係るものを除く。）の算出方法は、次の各号による。

- (1) 材料費は、管理者が定める材料単価額にその工事に使用する材料の数量を乗じて算出する。

(2) 運搬費は、工事施行上必要な機材の運搬に要する費用とし、管理者が定める方法により算出する。

(3) 労力費は、管理者が定める工事代価表により算出する。

(4) 道路復旧費は、管理者が定める単価に道路管理者の指示する構造に基づき道路管理者の指示する面積を乗じて算出する。

(5) 間接経費は、前各号に掲げる費用以外に要する費用とし、管理者が定める方法により算出する。ただし、管理者が必要と認めるときは、その額を減額することがある。

2 工事費に係る単価は、毎事業年度の初めに定める。ただし、年度の途中において価格に著しい変動が生じたときは、管理者が必要に応じて改定することがある。

3 条例第8条第2項に規定する特別の費用（次条に係るものと除く。）は、その経費に要した実費額とする。

（修繕に係る工事費等）

第8条 条例第5条ただし書の規定による市の費用の負担は、配水管から分岐してメーターに至るまでの部分（集合住宅等で直結方式の場合にあっては、配水管から分岐して当該集合住宅等の敷地内に入った最初の止水栓に至るまでの部分）における給水装置の漏水の修繕工事（条例第18条第2項に規定する水道使用者等（以下「水道使用者等」という。）の故意又は重大な過失によるものを除く。）その他管理者が特に必要があると認めたものについて行うものとする。

2 指定給水装置工事事業者が前項の修繕工事を施行した場合における市の費用の負担額は、管理者が別に定めるところによる。

3 私有地内において撤去し、又は破壊した構築物等の復旧に係る費用は、水道使用者等の負担とする。

4 指定給水装置工事事業者が施行する修繕工事は、条例第6条第2項に規定する設計審査及び工事検査を受けたものとみなす。ただし、使用材料の確認については、この限りでない。

5 地下埋設工事等により水道管を破損させたときは、その原因者が補償しなければならない。

6 前項の規定に基づく補償の基準その他必要な事項は、管理者が別に定める。

（平12水道規程3・平15水道規程1・平18水道規程1・平30上下水道規程4・一部改正）

（メーターの設置基準）

第9条 メーターは、次の基準により設置する。ただし、管理者が必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 給水管と同径のものを用い、給水栓より低位かつ水平に設置すること。
- (2) 専用給水装置又は共用給水装置ごとに1個設置すること。ただし、集合住宅等で管理者が必要と認めるものについては、建物1棟につき、又は最も適当と考えられる集合の1単位ごとに1個設置すること。
- (3) 貯水槽水道が設置されている場合は、貯水槽水道ごとに1個設置すること。
- (4) 私設消火栓には、設置しないこと。

(平15水道規程1・一部改正)

(メーターの設置位置)

第10条 条例第18条第1項の規定により管理者が定めるメーターの設置位置は、次のとおりとする。

- (1) 水道使用者等が不在の場合であってもメーターの点検及び取替えに支障がなく、乾燥して汚水が入りにくく、かつ、損傷のおそれのない場所
- (2) メーターの設置場所付近に点検及び取替えに支障を来すような工作物が設置されておらず、かつ、物品等が置かれていない場所

(平15水道規程1・平23水道規程1・一部改正)

(メーターの位置変更)

第11条 水道使用者等は、メーターの位置を変更しようとするときは、設計図等必要書類を添えて管理者に届け出なければならない。

- 2 管理者は、建物の増築、改築等によりメーターの点検及び取替えに支障があるときは、メーターの位置を変更し、又は水道使用者等に変更させことがある。
- 3 前2項の規定によりメーターの位置を変更した場合の費用は、水道使用者等が負担しなければならない。

(平15水道規程1・一部改正)

(メーターの弁償額)

第12条 条例第18条第4項の管理者が定める損害額は、亡失され、又はき損されたメーターと同等品の時価に相当する額（取替えに要する費用の額を含む。）とする。

(給水装置及び水質の検査に係る特別の費用)

第13条 条例第22条第2項に規定する特別の費用を要するときとは、次の各号のいずれかに該当するときをいう。

(1) 給水装置について、その構造、機能又は漏水に関し、通常の検査以外の検査を行うとき。

(2) 水質について、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）に定める項目の検査以外の検査を行うとき。

（平16水道規程3・平23水道規程1・一部改正）

（水栓番号の表示）

第14条 給水装置を新設したときは、当該給水装置を設置した家屋等の門戸等に水栓番号標（様式第6号）を貼付する。

2 水道使用者等は、管理者の承認を得て前項の水栓番号標の位置を変更することができる。

（平12水道規程3・平15水道規程1・一部改正）

（メーターの端数計算等）

第15条 条例第25条第1項に規定する水道料金（以下「料金」という。）の算定に当たりメーターが指示する量に1立方メートル未満の端数があるときは、その端数は、次期の点検月に繰り越して計算する。

2 条例第25条第2項の規定を適用した場合において、各月の使用水量に1立方メートル未満の端数があるときは、メーターを点検した日の属する月の使用水量に係る端数を切り捨て、その月以外の月の使用水量に係る端数を切り上げる。この場合において、端数処理後の各月の使用水量の合計がメータ一点検により算定した使用水量（以下「メータ一点検水量」という。）に一致しないときは、メータ一点検水量と一致するようメーターを点検した日の属する月の前月から順次1立方メートルずつ、当該月の使用水量から減ずる。

3 条例第26条第4項本文の規定を適用した場合において、各戸及び各箇所の使用水量に1立方メートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。この場合において、端数処理後の各戸及び各箇所の使用水量の合計がメータ一点検水量に一致しないときは、メータ一点検水量と一致するよう各戸及び各箇所に順次1立方メートルずつ、当該使用水量に加える。

（平25上下水道規程9・令2上下水道規程9・一部改正）

（使用水量及び用途の認定）

第16条 条例第26条第1項第1号及び第3号に該当する場合（次項の規定による場合を除く。）の使用水量の認定は、前3回の使用水量の平均水量又は前年同月分の使用水量のうち水量の少ないもの（以下「平均使用水量」という。）を基準とする。

2 水道の使用をやめた場合において、条例第26条第1項第3号に該当するときにおける使

用水量の認定は、前回の使用水量を日割計算したものを基準とする。

- 3 前2項の規定により難い場合の使用水量の認定については、管理者が別に定める。
- 4 条例第26条第1項第2号に規定する用途の認定については、管理者が別に定める。

(平15水道規程1・平28上下水道規程7・令2上下水道規程9・一部改正)

(口径の認定)

第17条 条例第26条第2項に規定する場合における第23条第1項の協定に係る同項に規定する共用給水建物（次項において「協定建物」という。）のうち専ら人の居住の用に供する2戸以上の住戸を有するものの各戸又は各箇所の口径は、25ミリメートルとする。

- 2 条例第26条第2項に規定する場合における前項の規定の適用を受けない協定建物の各戸又は各箇所の口径の認定については、管理者が別に定める。
- 3 前項の規定による認定又は条例第26条第3項の規定の適用を受けようとする水道使用者等は、管理者の定めるところにより、管理者にその旨を申請しなければならない。
- 4 前項の規定により申請した内容に変更が生じたときは、当該水道使用者等は、直ちに管理者に届け出なければならない。

(令2上下水道規程9・全改)

(善良なる管理者の漏水による使用水量の減量)

第18条 管理者は、条例第21条第1項の規定による善良なる管理者の注意をもってしても漏水が生じた場合における使用水量の減量（以下「使用水量の減量」という。）を行うときは、当該漏水に係る使用水量について平均使用水量との差に3分の2を乗じて得た水量を減量することがある。この場合において、管理者は、当該減量を行った後の水量が平均使用水量の3倍を超えるときは、平均使用水量に3を乗じて得た水量を減量後の水量とする。

- 2 条例第24条第1項第2号又は第3号に掲げる用途における平均使用水量が基本水量（それぞれの用途に応じ、それぞれ同項第2号の表基本料金の項又は第3号の表基本料金の項に規定する水量の上限をいう。）未満である場合において、前項の規定に基づく使用水量の減量を行うときは、当該基本水量を平均使用水量とみなす。
- 3 前2項の規定にかかわらず、管理者は、使用水量の減量について、それらの規定により難いと認めるときは、当該漏水箇所の修繕が完了した後の使用水量を基準として求められた使用水量により使用水量の減量を行うものとする。
- 4 使用水量の減量の対象は、漏水したと認められる1月分（2月以上一括してメーターの点検を行っている場合にあっては、当該2月以上一括した月分）の使用水量とする。
- 5 使用水量の減量は、水道使用者等による当該漏水箇所の修繕が完了したことを確認した

後に行うものとする。

- 6 前項の修繕の完了の確認は、給水装置修繕証明書により行う。ただし、管理者は、給水装置修繕証明書を提出できない理由があると認めるときは、給水装置修繕証明書を徴しないで当該確認を行う。
- 7 使用水量の減量の申込みは、水道使用者等が当該漏水箇所の修繕を完了した日から1年を経過する日までに行わなければならない。

(平15水道規程1・全改、平24上下水道規程6・平25上下水道規程9・令2上下水道規程9・一部改正)

(減量の適用除外)

第18条の2 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用水量の減量を行わないものとする。ただし、管理者は、第3号に該当する場合において特に必要と認めるときは、使用水量の減量を行うことがある。

- (1) 水道使用者等が漏水の事実を知りながら条例第21条第1項の規定による届出その他必要な措置をしなかったとき。
- (2) 漏水箇所が条例第6条第2項の規定による工事検査を受けた箇所以外の箇所であるとき。
- (3) 漏水箇所が水洗便所、給水栓、貯水槽又は貯水槽から給水栓までの間にある設備のとき(貯水槽のボールタップの故障による場合を除く。)。
- (4) 貯水槽のボールタップの故障による漏水である場合で、前回、当該ボールタップの故障による漏水のため使用水量の減量を行ってから3年を経過していないとき。
- (5) 給水装置の工事の施工から6月を経過する前に、当該工事箇所から漏水があったとき。

(平15水道規程1・追加、平23水道規程1・一部改正)

(料金の徴収方法)

第19条 条例第30条第1項ただし書のその他の方法は、集金による方法又は私人への徴収若しくは収納の委託による方法とする。

- 2 現金取扱員、管理者が指定した金融機関又は前項の規定による料金の徴収若しくは収納の委託先は、料金が納入されたときは、それぞれ、現金取扱員の領收印、管理者が指定した金融機関の領收印又は委託先の領收印の押印をした領收証書を納入者に交付する。
- 3 管理者は、金融機関による口座振替の方法により料金が納入されたときは、領收証書の交付に代えて、口座振替の収納手続を終えた旨を文書で通知することがある。

(平12水道規程3・旧第20条繰上、平15水道規程1・平23水道規程1・平25上下水道規程13・一部改正)

(料金の納期限)

第19条の2 条例第30条第3項の規定に基づき管理者が定める料金の納期限は、次の各号に定めるところによる。ただし、管理者が特に必要と認めるときは、これを変更することがある。

- (1) 納入通知書に基づく払込みの方法による場合 納入通知書を発送した日の翌日から起算して21日を経過した日
- (2) 金融機関による口座振替の方法による場合 管理者が別に定める振替日
- (3) 前条第1項の方法による場合 第1号に規定する日を基準にして管理者が別に定める日

(平15水道規程1・追加、平23水道規程1・一部改正)

(工事費等の納付方法)

第20条 条例第8条、第9条及び第32条に規定する工事費及び手数料の納付は、納入通知書による方法とする。

(平12水道規程3・旧第21条繰上、平28上下水道規程7・一部改正)

(手数料の納付時期等)

第21条 次の各号に掲げる手数料の納付は、当該各号に定めるときまでに行わなければならない。ただし、管理者が認めたものについては、この限りでない。

- (1) 条例第32条第1項第1号の手数料 指定証の交付
- (2) 条例第32条第1項第2号の手数料 工事の設計開始
- (3) 条例第32条第1項第3号の手数料 工事の承認
- (4) 条例第32条第1項第4号の手数料 工事検査の申込み
- (5) 条例第32条第2項の手数料 水道法施行令第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準への適合確認

2 条例第32条第1項又は第2項の手数料に過不足が生じた場合は、これを還付し、又は追徴する。

(平12水道規程3・旧第22条繰上・一部改正、平14水道規程1・平15水道規程1・平23水道規程1・平28上下水道規程7・令元上下水道規程2・一部改正)

(給水装置検査員証)

第22条 水道法（昭和32年法律第177号）第17条第2項に規定する証明書は、給水装置検査

員証（様式第7号）とする。

（平30上下水道規程4・全改）

（共用給水建物に係る料金計算）

第23条 集合住宅その他の共用給水装置により給水する建物（以下「共用給水建物」という。）の所有者若しくはその代理人又は区分所有者の代表者等は、各戸及び各箇所の使用水量を均等とみなすために必要な事項を定めた協定を管理者と締結しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれにも該当する共用給水建物については、同項の協定に代えて条例第26条第4項ただし書の規定を適用する旨の協定を締結することができる。

（1） 貯水槽の設備（共用散水栓等を含む。）のあるもの

（2） 各戸ごとに管理者以外の者が設置するメーター（管理者が認めるものに限る。）を有するもの

3 前2項の協定については、管理者が別に定める。

4 第1項又は第2項の協定の締結後、管理者が当該協定に基づいて当該協定を破棄したときは、第1項又は第2項の協定を締結するまでの間、当該協定に係る共用給水建物の給水装置について、専用給水装置とみなし、当該給水装置に係る料金の計算を適用することがある。

5 管理者は、散水栓、洗濯場、雑居ビルその他の共同施設等について、必要と認めるときは、専用給水装置に係る料金の計算を適用することがある。

（平12水道規程3・旧第24条繰上、平15水道規程1・平17水道規程8・平17水道規程9・平20水道規程1・平25上下水道規程13・平25上下水道規程15・平30上下水道規程4・令2上下水道規程9・令3上下水道規程8・一部改正）

（料金の減免事由）

第24条 条例第33条の規定による特別の理由があると認めるときは、使用者（条例第16条に規定する使用者をいい、本市に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されているものに限る。以下この条及び次条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合とする。

（1） 生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項の規定により保護を受けている世帯に属する場合

（2） 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第3条第1項に規定する児童を現に養育し、児童扶養手当を受給している母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129

号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子が属する世帯(使用者が属する世帯の全ての世帯員(使用者が属する世帯以外の世帯の世帯員が条例第13条の規定に基づき使用者が行った申込みに係る給水装置を使用する場合にあっては、それらの者を含む。以下「使用者世帯の世帯員」という。)が市町村民税を課されていない世帯に限る。)に属する場合

(3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第3条第1項に規定する特別児童扶養手当、同法第17条に規定する障害児福祉手当又は同法第26条の2に規定する特別障害者手当を受給している者が属する世帯(管理者が定めるものを除く。)に属する場合

(4) 次に掲げる者が属する世帯(当該世帯において当該者が現に家庭生活を営む状態にあると認めるものに限る。)に属する場合

イ 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、かつ、障害の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号身体障害者障害程度等級表に定める1級又は2級に該当する者  
ロ 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条第1項の規定に基づく知的障害者更生相談所、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項の規定に基づく児童相談所又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第18条第1項の規定に基づく精神保健指定医の診断等において、知的障害の程度が重度であると判定された者

ハ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、かつ、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する障害等級が1級に該当する者

ニ 介護保険法(平成9年法律第123号)第27条第7項の規定により要介護認定の通知を受け、かつ、被保険者証に記載された要介護状態区分が4又は5である者

(5) 次のいずれにも該当し、かつ、料金の支払が困難であると管理者が認めた場合  
イ 65歳以上であるとき。

ロ 使用者世帯の世帯員が市町村民税を課されていない世帯に属するとき。

ハ 使用者世帯の世帯員に係る前年(1月から5月までの間に第26条第1項の規定による申請を行う場合にあっては、前々年)の収入金額の合計額が150万円(使用者世帯の世帯員の人数が2人以上である場合にあっては、150万円に当該使用者世帯の世帯員(使用者を除く。)1人につき50万円を加算した額)以下であるとき。

- ニ 市町村民税を課されている者の扶養を受けていないとき。
- ホ 土地家屋(現に自己の居住の用に供しているものを除く。)を所有していないとき、預貯金の額が350万円以下であるとき等資産を活用した場合においても生活が困窮している状態にあるとき。

(平12水道規程6・全改、平19水道規程1・平23水道規程1・平24上下水道規程13・平26上下水道規程8・令3上下水道規程8・一部改正)

(料金の減免額等)

第25条 前条の規定に該当する場合における料金の減免の額は、次の各号に掲げる当該使用者の使用水量の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 8立方メートル以下の量 全額
  - (2) 8立方メートルを超える量 使用水量が8立方メートルであるときの条例第24条第1項第1号イに定める額に相当する額
- 2 前項の規定にかかわらず、条例第27条第1項第1号に掲げる場合における前項の額は、次の各号に掲げる当該使用者の使用水量の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 4立方メートル以下の量 全額
  - (2) 4立方メートルを超える量 条例第24条第1項第1号イの1の表に定める基本料金の2分の1に相当する額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)と使用水量が4立方メートルであるときの同号イの2の表に定める額を合算した額に相当する額
- 3 減免の開始は、申請のあった日以後の最も近い定例日(条例第25条第1項に定める日をいう。)の翌日からとする。ただし、管理者が必要と認めるときは、申請のあった日から減免することがある。

(平11水道規程1・一部改正、平12水道規程3・旧第26条繰上、平12水道規程6・令2上下水道規程9・令3上下水道規程8・一部改正)

(料金の減免の申請等)

第26条 条例第33条の規定による料金の減免を受けようとする者は、管理者の定めるところにより、管理者にその旨を申請しなければならない。

- 2 前項の規定による申請を行う場合においては、当該申請を行う者は、管理者が求めるときは、第24条に規定する減免事由への該当の確認のための必要な書類を提出するものとする。次条第1項の規定による料金の減免の決定後において、管理者が必要と認める場合も同様とする。

3 次条の規定により料金の減免の決定を受けた者は、その申請の内容に変更が生じたときは直ちに管理者に届け出なければならない。

(平12水道規程 6・追加)

(料金の減免の決定等)

第27条 管理者は、前条第1項の規定による申請があった場合において、当該申請の内容が適當と認めたときは、料金の減免を決定するものとする。

2 管理者は、前項の規定による料金の減免の決定後において、当該減免の決定を受けた者が第24条に規定する減免事由に該当しなくなったと認めるとき、当該減免の決定を受けた者が前条第2項後段の規定による書類の提出を行わないときその他当該減免の継続が不適當と認めるときは、前項の規定による料金の減免を一時中止し、又はその決定を取り消すことがある。

(平12水道規程 6・追加、平26上下水道規程 8・一部改正)

(配水管が施設されていない箇所への給水管の施設に係る取扱い)

第28条 条例第35条第1項に規定する給水装置の新設工事のために配水管が施設されていない箇所の公道又は私道に給水管を施設する場合とは、次の各号のいずれにも該当する給水管の施設工事を行う場合とする。

(1) 住宅、事業場その他の用に供する目的での土地の区画及び形質の変更を伴うもので、その需要者に水を供給するために施行するもの  
(2) 配水管から条例第3条各号に掲げる給水装置までの施設のうち主管口径75ミリメートル以上で管理者が認定して施行するもの

2 前項に係る工事は、この規程に定めるもののほか、枚方市上下水道局受託工事取扱規程(昭和50年枚方市水道事業管理規程第3号)によるものとする。

(平12水道規程 3・旧第27条繰上、平12水道規程 6・旧第26条繰下、令3上下水道規程 8・一部改正)

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等)

第29条 条例第42条第2項の規定による貯水槽水道の管理の基準は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 貯水槽の清掃を毎年1回以上定期に行うこと。
- (2) 有害物、汚水等による貯水槽水道により供給される水(以下「水」という。)の汚染を防止するため、貯水槽の点検その他必要な措置を講ずること。
- (3) 水の色、濁り、臭い、味その他の状態により当該水に異常があると認めたときは、

水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項のうち、設置者が必要と認めるものに係る検査を行うこと。

(4) 水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、水を使用することが危険であることを関係者に周知させるために必要な措置を講ずること。

2 条例第42条第2項の規定による貯水槽水道の管理の状況に関する検査は、毎年1回以上定期に行うもので、かつ、法第34条の2第2項の地方公共団体の機関若しくは国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者又は建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項の規定により同項第4号の事業について都道府県知事の登録を受けた者による給水栓における水の色度、濁度、臭気、味及び残留塩素の有無に関するものとする。

(平15水道規程1・追加、平16水道規程3・平23水道規程1・令元上下水道規程2・令6上下水道規程17・一部改正)

#### 附 則

1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の日前に改正前の枚方市水道事業給水条例施行規程の規定によりなされた承認、検査その他の行為又は申込み、届出その他の手続は、それぞれこの規程の相当規定により行われたものとみなす。

附 則〔平成11年3月16日水道規程第1号〕

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則〔平成12年3月31日水道規程第3号〕

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則〔平成12年6月15日水道規程第6号〕

1 この規程は、平成12年10月1日から施行する。ただし、第26条を第28条とし、第25条の次に次の2条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

2 枚方市水道事業給水条例(平成9年枚方市条例第27号)第33条の規定に基づき現に料金の減免を受けている者で、平成12年10月1日以後も引き続き当該減免を受けようとするものは、管理者が定める日までに、第26条第2項後段の規定により管理者が必要と認める書類を提出するものとする。

3 管理者は、前項の規定による書類の提出があった場合において、当該者が改正後の枚方市水道事業給水条例施行規程第24条に規定する減免事由を具備すると認めるときは、当該

者について料金の減免を継続するものとする。

附 則〔平成14年4月1日水道規程第1号抄〕

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

附 則〔平成15年4月1日水道規程第1号〕

この規程は、公布の日から施行する。

附 則〔平成16年4月1日水道規程第3号〕

この規程は、公布の日から施行する。

附 則〔平成17年4月1日水道規程第8号〕

この規程は、公布の日から施行する。

附 則〔平成17年6月1日水道規程第9号〕

この規程は、公布の日から施行する。

附 則〔平成18年3月13日水道規程第1号〕

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第1条の次に1条を加える改正規定、第2条の改正規定、第5条の改正規定、第8条の改正規定及び様式の改正規定は平成18年4月1日から、第17条の改正規定及び別表を削る改正規定は同年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の枚方市水道事業給水条例施行規程の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、改正後の枚方市水道事業給水条例施行規程の様式により作成した用紙として使用することができる。

(枚方市水道局会計規程の一部改正)

- 3 枚方市水道局会計規程(平成16年枚方市水道事業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

[次のように略]

附 則〔平成19年1月9日水道規程第1号〕

- 1 この規程は、平成19年1月10日から施行する。
- 2 改正前の第24条の規定に基づきなされた減免の申請及び決定その他の行為は、改正後の第24条の規定によりなされた減免の申請及び決定その他の行為とみなす。
- 3 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)から平成21年3月31日までの間の定例日において算定される料金に対して行う減免の申請に限り、改正後の第24条第1項第5号の規定の適用については、同号中「350万円」とあるのは、「700万円」とする。

4 施行日から平成21年3月31日までの間の定例日において算定される料金に対して行う減免の申請に限り、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった使用者（当該使用者が属する世帯のすべての世帯員が平成17年度において市町村民税が課されていない場合に限る。）に係る改正後の第24条第1項第5号の規定の適用については、同号中「150万円」とあるのは、「2,666,667円」とする。この場合において、同号ロの規定は適用しない。

5 施行日から平成19年2月28日までの間において、改正後の第24条第1項第5号の規定による減免の申請を行った者については、第25条第2項の規定にかかわらず、同年1月1日以後の最も近い定例日の翌日から減免を開始するものとする。ただし、当該者（前2項の規定の適用により減免されることとなる者に限る。）に対する減免は、24月を超えて行わないものとする。

附 則〔平成20年3月14日水道規程第1号〕

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則〔平成23年3月31日水道規程第1号〕

（施行期日）

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の日前に改正前のそれぞれの規程の規定によってなされた処分、手続その他の行為は、改正後のそれぞれの規程の相当規定によってなされたものとみなす。

3 第5条の規定による改正前の枚方市水道事業給水条例施行規程の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、同条の規定による改正後の枚方市水道事業給水条例施行規程の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則〔平成24年3月30日上下水道規程第6号〕

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則〔平成24年7月6日上下水道規程第13号〕

この規程は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）の施行の日〔平成24年7月9日〕から施行する。

附 則〔平成25年5月31日上下水道規程第9号〕

1 この規程は、平成25年6月1日から施行する。

2 改正後の枚方市水道事業給水条例施行規程第18条第7項の規定は、この規程の施行の日

以後に漏水箇所の修繕を完了した使用水量の減量の申込みについて適用し、同日前に漏水箇所の修繕を完了した使用水量の減量の申込みについては、なお従前の例による。

附 則〔平成25年10月1日上下水道規程第13号〕

この規程は、公布の日から施行する。

附 則〔平成25年10月31日上下水道規程第15号〕

- 1 この規程は、平成25年11月1日から施行する。
- 2 改正前の第23条第1項又は第2項の規定に基づく協定は改正後の第23条第2項の規定に基づく協定と、改正前の第23条第3項の規定に基づく協定は改正後の第23条第1項の規定に基づく協定と、それぞれみなす。

附 則〔平成26年9月30日上下水道規程第8号〕

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則〔平成28年3月31日上下水道規程第7号〕

この規程は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第20条及び第21条の改正規定 平成28年4月1日
- (2) 第16条の改正規定 平成29年4月1日

附 則〔平成30年3月30日上下水道規程第4号〕

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。  
(枚方市上下水道局会計規程の一部改正)
- 2 枚方市上下水道局会計規程(平成16年枚方市水道事業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

[次のように略]

(枚方市水道事業における配水管等の破損復旧工事に係る補償費の算出基準を定める規程の一部改正)

- 3 枚方市水道事業における配水管等の破損復旧工事に係る補償費の算出基準を定める規程(昭和51年枚方市水道事業管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

[次のように略]

附 則〔平成30年3月30日上下水道規程第6号抄〕

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則〔令和元年9月30日上下水道規程第2号抄〕

- 1 この規程は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 第2条の規定による改正前の枚方市水道事業給水条例施行規程様式第2号の規定により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、同条の規定による改正後の枚方市水道事業給水条例施行規程様式第2号の規定により作成した用紙として使用することができる。

附 則〔令和2年8月6日上下水道規程第9号〕

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年1月4日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の枚方市水道事業給水条例施行規程第17条第2項の規定による認定又は枚方市水道事業給水条例及び枚方市下水道条例の一部を改正する条例(令和2年枚方市条例第24号)第1条の規定による改正後の枚方市水道事業給水条例(平成9年枚方市条例第27号)第26条第3項の規定の適用を受けようとする同条例第18条第2項に規定する水道使用者等は、この規程の施行の日前においても、第1条の規定による改正後の枚方市水道事業給水条例施行規程第17条第3項の規定の例により、管理者にその旨を申請することができる。

附 則〔令和3年4月1日上下水道規程第4号〕

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程による改正前のそれぞれの規程の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、この規程による改正後のそれぞれの規程の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則〔令和3年4月1日上下水道規程第8号〕

この規程は、公布の日から施行する。

附 則〔令和6年4月1日上下水道規程第17号〕

この規程は、公布の日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

	工事承認決裁				受付係員	調定係員	手数料係員	管理番号																																																																																																																																							
									掘削占用番号																																																																																																																																						
給水装置工事(新設・改造・撤去)申込書																																																																																																																																															
年 月 日																																																																																																																																															
(宛先) 枚方市上下水道事業管理者																																																																																																																																															
申込者 住所 フリガナ 氏名																																																																																																																																															
本件工事につき、枚方市水道事業給水条例施行規程第 条第 項第 号の規定に基づき、給水装置工事として工事の申込みをします。																																																																																																																																															
なお、上記申込みをするに当たり、給水装置工事設計書(様式第2号)を提出しますので枚方市水道事業給水条例第6条第2項に規定する審査を依頼します。																																																																																																																																															
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>種類</td> <td>用途</td> <td colspan="2">工事場所</td> <td colspan="6">枚方市</td> </tr> <tr> <td>給水装置使用者</td> <td>住所</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="6">氏名</td> </tr> </table>										種類	用途	工事場所		枚方市						給水装置使用者	住所			氏名																																																																																																																							
種類	用途	工事場所		枚方市																																																																																																																																											
給水装置使用者	住所			氏名																																																																																																																																											
枚方市指定給水装置工事事業者 住所 氏名 主任技術者 (交付No. )																																																																																																																																															
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td rowspan="6" style="vertical-align: top; padding-right: 10px;">           承諾事項             本件工事につき、土地・家屋の使用を承諾します。            (所有者) 年 月 日            住所            氏名 (印)         </td> <td>市納付金</td> <td>設 計 手 数 料</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>設 計 審 査 手 数 料</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>工 事 檢 査 手 数 料</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>分 担 金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>差 引 追 微 金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>差 引 還 付 金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: right;">設計手数料収入年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td rowspan="6" style="vertical-align: top; padding-right: 10px;">           本件工事につき、私管分岐・撤去を承諾します。            (所有者) 年 月 日            住所            氏名 (印)         </td> <td></td> <td>設計審査手数料収入年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>工事検査手数料収入年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>分担金収入年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>工事承認年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3" style="text-align: center;">備考</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td colspan="10">           本件工事につき、            (所有者) 年 月 日            住所            氏名 (印)         </td> </tr> <tr> <td colspan="10"> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>メーター</td> <td>口 径</td> <td>番 号</td> <td>実施日指示数</td> <td>検定期限</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>年 月 日</td> <td colspan="5"></td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">委任状</td> </tr> <tr> <td colspan="10" style="text-align: right;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="10" style="text-align: right;">受付印</td> </tr> <tr> <td colspan="10">         (宛先)          枚方市上下水道事業管理者          住所          氏名 (印)       </td> </tr> <tr> <td colspan="10">         私は、この度給水装置工事の申込みをするに当たり、施工、市納付金の支払い、還付金の受領、工事検査の届け出等工事に伴う一切の権利義務を、枚方市指定給水装置工事事業者( )に委任します。       </td> </tr> </table>										承諾事項  本件工事につき、土地・家屋の使用を承諾します。 (所有者) 年 月 日 住所 氏名 (印)	市納付金	設 計 手 数 料	円		設 計 審 査 手 数 料	円		工 事 檢 査 手 数 料	円		分 担 金	円		差 引 追 微 金	円		差 引 還 付 金	円	設計手数料収入年月日			年 月 日	本件工事につき、私管分岐・撤去を承諾します。 (所有者) 年 月 日 住所 氏名 (印)		設計審査手数料収入年月日	年 月 日		工事検査手数料収入年月日	年 月 日		分担金収入年月日	年 月 日		工事承認年月日	年 月 日		備考							本件工事につき、 (所有者) 年 月 日 住所 氏名 (印)										<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>メーター</td> <td>口 径</td> <td>番 号</td> <td>実施日指示数</td> <td>検定期限</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>年 月 日</td> <td colspan="5"></td> </tr> </table>										メーター	口 径	番 号	実施日指示数	検定期限										年 月 日						委任状										年 月 日										受付印										(宛先) 枚方市上下水道事業管理者 住所 氏名 (印)										私は、この度給水装置工事の申込みをするに当たり、施工、市納付金の支払い、還付金の受領、工事検査の届け出等工事に伴う一切の権利義務を、枚方市指定給水装置工事事業者( )に委任します。									
承諾事項  本件工事につき、土地・家屋の使用を承諾します。 (所有者) 年 月 日 住所 氏名 (印)	市納付金	設 計 手 数 料	円																																																																																																																																												
		設 計 審 査 手 数 料	円																																																																																																																																												
		工 事 檢 査 手 数 料	円																																																																																																																																												
		分 担 金	円																																																																																																																																												
		差 引 追 微 金	円																																																																																																																																												
		差 引 還 付 金	円																																																																																																																																												
設計手数料収入年月日			年 月 日																																																																																																																																												
本件工事につき、私管分岐・撤去を承諾します。 (所有者) 年 月 日 住所 氏名 (印)		設計審査手数料収入年月日	年 月 日																																																																																																																																												
		工事検査手数料収入年月日	年 月 日																																																																																																																																												
		分担金収入年月日	年 月 日																																																																																																																																												
		工事承認年月日	年 月 日																																																																																																																																												
		備考																																																																																																																																													
本件工事につき、 (所有者) 年 月 日 住所 氏名 (印)																																																																																																																																															
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>メーター</td> <td>口 径</td> <td>番 号</td> <td>実施日指示数</td> <td>検定期限</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>年 月 日</td> <td colspan="5"></td> </tr> </table>										メーター	口 径	番 号	実施日指示数	検定期限										年 月 日																																																																																																																							
メーター	口 径	番 号	実施日指示数	検定期限																																																																																																																																											
				年 月 日																																																																																																																																											
委任状																																																																																																																																															
年 月 日																																																																																																																																															
受付印																																																																																																																																															
(宛先) 枚方市上下水道事業管理者 住所 氏名 (印)																																																																																																																																															
私は、この度給水装置工事の申込みをするに当たり、施工、市納付金の支払い、還付金の受領、工事検査の届け出等工事に伴う一切の権利義務を、枚方市指定給水装置工事事業者( )に委任します。																																																																																																																																															

## 様式第2号(第2条関係)

様式第3号（第2条関係）

事前協議 No.	工事 承認 決裁				受付係員	調定係員	手数料係員	掘削占用番号
特殊給水装置工事申込書								
年 月 日								
(宛先) 枚方市上下水道事業管理者								
申込者 住所 フリガナ 氏名								
本件工事につき、枚方市水道事業給水条例施行規程第 条第 項の規定に基づき、特殊給水装置として工事の申込みをします。								
なお、上記申込みをするに当たり、特殊給水装置工事設計書を提出しますので枚方市水道事業給水条例第6条第2項に規定する審査を依頼します。								
枚方市指定給水装置工事事業者 住所 氏名 主任技術者 (交付No. )								
工事場所	枚方市							
造成面積	m <sup>2</sup>		予定給水戸数	戸				
工事名称								
添付書類	1 設計書(図面3部) 2 誓約書 3 印鑑証明 4 寄附申請書 5 開発行為許可(写し) 6 建築確認通知書(写し) 7 農転4条又は5条(写し) 8 委任状 9 設計第2原図 10 占用申請に伴う明示(写し) 11 関係同意書		市納付金	設計審査手数料	円			
			工事検査手数料	円				
			差引追徴金	円				
			差引還付金	円				
			設計審査手数料収入年月日	年 月 日				
			工事検査手数料収入年月日	年 月 日				
			工事承認年月日	年 月 日				
			工事設計金額	円				
委任状 年 月 日								
(宛先) 枚方市上下水道事業管理者								
住所 氏名 (印)								
私は、この度特殊給水装置工事の申込みをするに当たり、施工、市納付金の支払い、還付金の受領、工事検査の届け出等工事に伴う一切の権利義務を、枚方市指定給水装置工事事業者 ( ) に委任します。								



様式第5号(第3条関係)

決 裁				工事検査年月日 年　月　日
--------	--	--	--	------------------

特殊給水装置工事検査依頼書

年　月　日

(宛先)  
枚方市上下水道事業管理者

枚方市指定給水装置工事事業者　住所  
氏名  
主任技術者  
(交付No. )

下記の工事がしゅん工したので、枚方市水道事業給水条例第6  
条第2項に規定する検査を依頼します。

依頼者　住所  
氏名

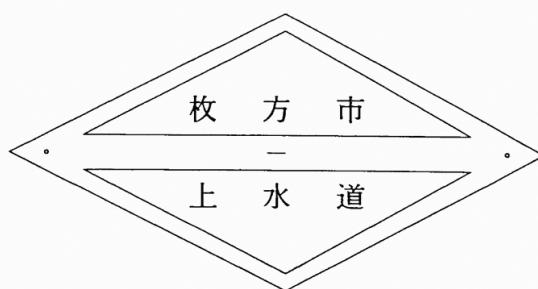
記

工事場所　枚方市  
工事名称  
工事金額  
工　期

係  
員

様式第6号(第14条関係)

水　　栓　　番　　号　　標



備考

- 1 寸法は、縦50ミリメートル、横80ミリメートルとする。ただし、給水を行う家屋等が集合住宅等で、かつ給水の方式が直結方式である場合は、縦25ミリメートル、横40ミリメートルとする。
- 2 色は、紺色とする。

様式第7号(第22条関係)

No. \_\_\_\_\_



給水装置検査員証



所 属 枚方市上下水道局

職 名

氏 名

生年月日

年       月       日 発行

枚方市上下水道事業管理者

印

様式第1号（第2条関係）

（令3上下水道規程4・全改）

様式第2号（第2条関係）

（平18水道規程1・平23水道規程1・令元上下水道規程2・一部改正）

様式第3号（第2条関係）

（令3上下水道規程4・全改）

様式第4号（第3条関係）

（平18水道規程1・平23水道規程1・令3上下水道規程4・一部改正）

様式第5号（第3条関係）

（平18水道規程1・平23水道規程1・令3上下水道規程4・一部改正）

様式第6号（第14条関係）

（平18水道規程1・一部改正）

様式第7号（第22条関係）

（平30上下水道規程4・全改）